

令和3年4月保育施設等入所申込み 【2次調整】の受付を開始します

1次調整の結果、利用者が受入可能数に満たなかった保育施設等について、2次調整を行います。希望する場合は、必ず受付期間にお申込みください。また、受付時に面接を行いますので、必ず児童と一緒にお越しください。

【受付期間】1月4日(月)～2月12日(金)まで
【受付・面接場所】区役所3階32番窓口
申込書類は、区役所3階32番窓口で配付、大阪市HPからもダウンロードできます。

【その他】・2次調整における募集数(空き状況)は、1月25日(月)に区HPにて公表します。

・2次調整の結果通知は、2月26日(金)に発送を予定しています。



問 保健福祉課(子育て支援)

☎06-6647-9895 FAX06-6644-1937

届いていますか、新1年生の就学通知書

令和3年4月に、小・中学校へ入学するお子さんがいるご家庭に、就学通知書を送付しています。外国籍のお子さんについては、区役所に入学申請書を提出された方について送付されます。就学通知書が、まだ届いていない方は、区役所2階25番窓口へお問い合わせください。

【対象】

○小学校…平成26年(2014年)4月2日から平成27年(2015年)4月1日までに生まれたお子さん
○中学校…令和3年(2021年)3月に小学校卒業見込みのお子さん

なお、国立・私立の学校等へ入学される方は、学校が発行する入学許可証と就学通知書を持って、区役所2階25番窓口でお手続きください。

適正な就学について

居住実態のない住所地に住民登録をし、本来就学すべきでない学校に通学するのは不適正な就学です。住民登録を正しく行い、適正な就学をしましょう。

不適正な入学と分かれば、入学後でも本来通学すべき学校へ転校していただきます。

LINE広報紙をぜひご利用ください

浪速区広報紙「広報なにわ」は、毎月1日に主な新聞の朝刊に折込でお届けしています。新聞を購読されていない方で、スマートフォン等をご利用の場合は、ぜひ「いっしょでも」広報紙をご利用になれる「LINE広報紙」をご利用ください。

※ポスティング(広報紙個別配付)継続希望調査(9月末終了)で、回答がない場合は、順次ポスティングを停止します。ポスティングを引き続き希望される方で、回答をご提出

いただいたいない場合は、メール、FAX、電話等にて「住所、氏名、連絡先およびポスティング継続希望」の旨、ご連絡ください。

問 総務課(企画調整)

☎06-6647-9683 FAX06-6644-1937



友だち登録はこちらから

大阪市動物愛護関連事業寄付金の募集について

「理由なき殺処分ゼロ」を実現するためには、犬猫の引取り数の大半を占める育児放棄され自活できない所有者不明の子猫の数の削減が重要となります。大阪市では、犬猫の「理由なき殺処分ゼロ」をめざして、「所有者不明猫適正管理推進事業の拡充(申請枠の拡大)」、「動物の適正飼養に係る普及啓発の取組み」など様々な事業を実施しています。これらの事業の推進のための財源として、みなさまからの寄附を募集しています。



詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問 保健福祉課(保健)

☎06-6647-9973 FAX06-6644-1937

固定資産税の申告書等について

土地・家屋の場合は資産が所在する区を担当する市税事務所に、償却資産の場合は船場法人市税事務所に申告書等を提出してください。

申告書等名称	対象資産	提出期限	提出先
償却資産申告書	事業用機械・器具等の償却資産	2月1日(月)	市税事務所 市税納付グループ ※eLTAX(エルタックス)も利用できます。
住宅用地に関する申告書 又は 住宅用地に関する異動申告書	令和2年中に住宅の新築・増改築・取り壊しや用途変更があった土地		
現所有者に関する申告書	賦課期日(毎年1月1日)までにお亡くなりになった個人が所有者として登記(登録)されている土地や家屋	現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで ※詳しくは本市ホームページをご覧ください。	資産のある区を担当する市税事務所 固定資産税グループ
非課税適用(取消)申告書	公共のために利用されている一定の私道など非課税に該当する固定資産	非課税適用(取消)の事実発生の日から10日以内	
土地分割評価届出書	利用状況により2つ以上に明確に区分できる1筆の土地	随時	

問 固定資産税(償却資産)については、船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ

☎06-4705-2941 FAX06-4705-2905

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、

問 なんば市税事務所 固定資産税グループ
☎06-4397-2957(土地)・2958(家屋)
FAX06-4397-2830

障がいのある方の交通乗車証および タクシードライバーの更新手続きについて

交通乗車証またはタクシードライバーの更新手続きは平成29年度から5年ごとに行うことになりましたので、令和2年度は更新手続き不要です。

令和3年4月よりご利用いただける交通乗車証、タクシードライバーは令和3年3月下旬にお送りします。

問 保健福祉課(障がい者支援)
☎06-6647-9897 FAX06-6644-1937

Aケアカードには 浪速区歯科医師会も参加しています

Aケアカードで「お医者さんでのごような治療やお薬を受けているか」普段ごのような介護サービスを受けているか」の情報を、歯医者さんが知ること、より安全で、より良い歯科治療を受けることができます。Aケアカードをお持ちの方は、歯科医院でも必ずご提示ください。

詳しくは…かかりつけの歯医者さん、お医者さん、薬局などで相談を！ 一般社団法人浪速区歯科医師会

問 保健福祉課(保健)

☎06-6647-9882 FAX06-6644-1937



Aケアカード参加機関一覧はこちら

なでこちゃんの健康広場 vol.57

シニアの食事について～窒息・誤飲予防のために～

高齢になると、噛む力や飲み込む力が低下し、誤嚥を起こしやすくなります。いつまでも美味しく楽しく食事をするために、日頃から安全に食べる工夫をしましょう。

食べる時の姿勢

- 身体とテーブルの間にこぶし1つくらいのすき間
- あごは引く
- 背は90度
- ひざが90度に曲がるくらいの椅子の高さ
- ひじが90度に曲がるくらいのテーブルの高さ
- 足の裏がきちんと床につくこと

できるだけこの姿勢をめざして食事をしましょう!

口腔ケアも忘れずに

食後の歯磨きや定期的な歯科健診を忘れずに、口の中を清潔に保ちましょう。歯が1本抜けただけでも、噛む力は低下します。



こんな食感に注意

サラサラ 水分

むせやすいため一旦口の中に入れてからゆっくりと飲み込む。

ペラペラ のり・レタス等

口の中に張り付きやすいため、細かくちぎるなどの工夫を。

パサパサ パン・いも・ビスケット等

水分と一緒にゆっくりと食べる。

問 保健福祉課(保健) ☎06-6647-9882 FAX06-6644-1937